

○とんぼの里公園管理要綱

平成17年2月25日
津山市教育委員会告示第3号

(目的)

第1条 この要綱は、とんぼの里公園(以下「公園」という。)の管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(位置)

第2条 公園の位置は、津山市宮部上地内とする。

(所管)

第3条 公園は、津山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理を行う。

(使用の申込み等)

第4条 公園の施設及び設備(以下「施設等」という。)を使用しようとする者は、あらかじめとんぼの里公園(キャンプ場)使用申込書(様式第1号)を教育委員会に提出し、その承認を得なければならない。承認を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。

2 教育委員会は、前項の承認をする場合において、公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の承認をしない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 施設等をき損し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3) 営利を目的として使用すると認めるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、公園の管理上支障があると認めるとき。

4 教育委員会は、第1項の承認をするときは、申込者にとんぼの里公園(キャンプ場)使用承認書を交付するものとする。

(使用料)

第5条 公園の使用料は、無料とする。

(原状回復)

第6条 公園の使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、施設等の使用を終えたときは、直ちに施設等を原状に復さなければならない。

2 教育委員会は、使用者が前項の義務を履行しないときは、これを原状に復し、それに要した費用を使用者から徴収することができる。

(毀損、汚損又は滅失の届出等)

第7条 使用者その他の施設を使用する者は、施設等を毀損し、汚損し、又は滅失させたときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 教育委員会は、前項の毀損、汚損又は滅失に係る損害については、使用者に賠償を求めることができる。ただし、やむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(その他)

第8条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年2月28日から施行する。

(久米町の編入に伴う経過措置)

2 久米町の編入の日前に、久米町とんぼの里公園の管理運営に関する規程(平成13年久米町規程第2号)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

付 則(平成24年3月27日教委告示第10号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

様式第1号(第4条関係)

とんぼの里公園(キャンプ場)使用申込書

年 月 日

津山市教育委員会 殿

申請者(団体)名
 責任者住所
 氏 名
 連絡先(電話番号)

とんぼの里公園を使用したいので、次のとおり申込みます。

使用目的	
使用日時	<p>年 月 日 時 分から</p> <p>年 月 日 時 分まで</p>
使用テントサイト ※()の中に使用希望数を記入し、使用を希望するサイト番号の□にレ印を記入してください。	<p>()サイト</p> <p><input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5</p>
使用者	住所
	氏名
	団体名
	使用人数
	連絡先 (電話等)